

第24回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時：

2023年6月24日(土曜日) 午前10時

受付開始 午前9時30分

開催場所：

横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏

神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号

(「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

決議事項：

議案 剰余金の処分の件

目 次

第24回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	5
(添付書類)	
・ 事業報告.....	6
・ 計算書類.....	22
・ 監査報告.....	24

書面（郵送）・インターネットでの議決権行使期限

(郵送到着時限/インターネット入力時限)

2023年6月23日(金曜日) 午後6時まで

フォーライフ株式会社

証券コード：3477

証券コード：3477

2023年6月2日

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区大倉山一丁目14番11号

フォーライフ株式会社

代表取締役社長 奥本 健二

第24回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第24回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://ir.forlifeand.com/ja/stock/meeting.html>

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、第24回定時株主総会「関連資料」よりご確認ください。）

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記ウェブサイトにアクセスしていただき、「銘柄名（会社名）」に「フォーライフ」又は「コード」に「3477」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月23日（金曜日）午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。インターネットによる議決権行使の方法につきましては、4頁の「電子議決権行使方法のご案内」をご参照ください。

敬 具

記

1. 日 時 2023年6月24日（土曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏
（ご来場の際は、末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第24期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
議 案 剰余金の処分の件
4. 招集にあたっての決定事項
 - (1) 書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
 - (2) 書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は、些少なながらお土産をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お一人様に対し1個とさせていただきます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- 電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第15条第2項の規定に基づき、書面交付請求いただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。したがって、当該書面に記載している事業報告及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査した事業報告、計算書類の一部であります。
 - 事業報告「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
 - 計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

当社ウェブサイト (<https://ir.forlifeand.com/>)

議決権行使ウェブサイト (<https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>)

議決権行使についてのご案内

■ 株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参ください。

■ 書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、
2023年6月23日（金曜日）午後6時までに到着するよう
ご返送ください。

■ インターネットで議決権を行使される場合



次頁の「電子議決権行使方法のご案内」をご参照のうえ、
2023年6月23日（金曜日）午後6時までにご入力ください。

電子議決権行使方法のご案内

1. 会員登録

以下のURLから議決権行使サイト「フォーライフ・プレミアム優待倶楽部」にアクセスし、必要な情報をご入力の上、会員登録をお願いいたします。



URL : <https://forlifeand.premium-yutaiclub.jp/>

【新規会員登録に必要なユーザー情報】

- 株主番号 株主様ご自身の株主番号をご入力ください。
- 郵便番号 株主様ご自身の郵便番号をご入力ください。
- 仮パスワード 専用ハガキ「株主の皆さまへ株主優待のお知らせ」に記載されている「仮パスワード」をご入力ください。
※仮登録完了メールが届きますので、本登録を完了してください。

2. ログイン&議決権行使

- STEP 1 「株主ポスト」ページへアクセスしてください。
- STEP 2 「議決権行使」ページへアクセスして、賛否を選択してください。

<ご注意事項>

1. 複数回にわたり議決権を行使された場合の議決権の取り扱い
 - ・書面（郵送）とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネットによる議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。
 - ・インターネットでの議決権行使は、一回限り行うことができます。
2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する通信費は、株主の皆様のご負担になりますのでご了承ください。

システムおよび議決権行使方法に関するお問い合わせ
フォーライフ・プレミアム優待倶楽部ヘルプデスク
お問い合わせ先：0120-980-965

通話無料／受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日・年末年始を除く）

株主総会参考書類

議案及び参考事項

議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、企業価値の増大に向け積極的に事業の成長に向けた投資や新たな事業領域への参入等を行うとともに、業績に応じた成果を株主の皆様へに配分することを基本方針としております。配当金については、配当性向20%を配当額の目途として安定配当に努めてまいります。

当期の期末配当につきましては、上記の基本方針、当期の業績、今後の事業展開等を総合的に勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭

- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円00銭 配当総額39,992,280円

(注) 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を実施しております。2022年9月30日を基準日としてお支払いいたしました中間配当金（1株につき15円）は、当該株式分割後の1株当たり配当金に換算すると7円50銭に相当しますので、期末配当と合わせた当期の年間配当金相当額は1株当たり17円50銭となります。

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月26日

(添付書類)

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

1. 会社の現況

■当社のパーパス

当社は、社会における自社の存在意義と志を表す概念として、次のパーパスを軸に戸建住宅を社会に提供する事業活動を通じて、持続可能な豊かな社会の実現に貢献するとともに、全社一丸となり企業価値の向上に取り組んでおります。

「都市に調和する快適で安心な戸建住宅の提供」

私達は、働き甲斐のある会社で、やり甲斐のある仕事を追求し、
高い生産性で社会顧客ニーズに沿った住宅を企画提供します。

自己資本比率40%を保ちROE20%を目安にステークホルダーに誠実な経営を志し、
2030年迄に一年間で一千家族に住まいを供給出来る会社創りを目指します。

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあり、景気の持ち直しが期待されています。一方で、世界的な金融引締め等が続き、海外景気の下振れが国内景気を押し下げるリスクとなっているほか、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響も懸念される状況です。

当社の属する住宅業界におきましては、新設住宅着工における持家の着工戸数が、前年割れで推移しているほか、資材高騰に伴う価格上昇の影響等から受注環境の悪化が懸念されるなど、依然として厳しい事業環境が続いております。

このような状況の中、当社は新たに定義したパーパス「都市に調和する快適で安心な戸建住宅の提供」の実現に向けて、エリアの深耕及び顧客層の拡大による地域におけるマーケットの確立と、自社設計・自社施工管理による高品質でリーズナブルな住宅の供給により、持続的成長に向けた事業基盤の強化に取り組んでまいりました。当事業年度は、これらの取り組みにより、前年を上回る販売実績を確保しましたが、土地価格の上昇、建築資材価格の高騰が利益圧迫要因となり、各段階利益は予想値を大幅に下回る結果となりました。

これらの結果、当事業年度の売上高は14,114,418千円（前期比14.2%増）、営業利益は388,321千円（同48.1%減）、経常利益は336,108千円（同52.8%減）、当期純利益は235,816千円（同50.9%減）となりました。

セグメントごとの業績は次のとおりであります。

（分譲住宅事業）

分譲住宅事業におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大が後押しした住宅需要が一巡した昨年秋以降の動きが鈍かったものの、引渡棟数は前年実績を超過し、堅調を維持しました。一方利益につきましては、原価率の上昇による粗利益率の低下により、前年同期を下回る結果となりました。

仕入に関しては、地域密着の深耕営業を軸に良質な用地の適正価格での取得により優位性を確保しつつ、住宅建設では、新規協力業者の継続的な開拓や工程管理の強化、施工体制の強化を図ってまいりました。また、販売においては、仕様・設備の継続的な見直しにより、実需者ニーズに対応した商品力の強化と収益性の確保に取り組んでまいりました。

これらの結果、引渡棟数は257棟（前期比14棟増）、売上高は11,492,915千円（同15.6%増）、営業利益は909,201千円（同27.8%減）となりました。

（注文住宅事業）

注文住宅事業におきましては、住宅展示場を拠点とした集客体制の強化やオンライン商談、リビング広告の活用など顧客接点の多様化による受注拡大に取り組んでおります。

注文住宅の引渡に関しては、早期着工と工期の改善が進み、着工案件が遅延なく完成し、売上高は、前年同期を上回る実績となりました。またウッドショックによる建築資材不足や納期遅延、価格高騰に対する措置を個別の案件ごとに講じてきたことにより、原価率は前年同期に比べて微増に留めることができ、損失幅の縮小に寄与いたしました。

これらの結果、引渡棟数は99棟（前期比7棟増）、売上高は2,271,275千円（同13.0%増）、営業損失は7,283千円（前期は営業損失34,616千円）となりました。

(その他事業)

その他事業におきましては、京都エリアにおいて、マンション（区分所有）におけるリノベーションを行い、付加価値を高めたうえで一般顧客への販売を手掛けております。当事業年度は6戸の販売実績で推移しております。なお、その他の事業には、京都エリアのリノベーション事業の他、既存建物の小規模改修工事が含まれております。

これらの結果、売上高は350,227千円（前期比14.2%減）、営業損失は15,508千円（前期は営業損失18,013千円）となりました。

セグメントの名称	売上高（千円）	(前期比)	引渡棟数	(前期)
分譲住宅事業 [うち土地分譲]	11,492,915	(15.6%)	257	(243)
	[1,101,066]	[54.1%]	[17]	[15]
注文住宅事業	2,271,275	(13.0%)	99	(92)
その他事業	350,227	(△14.2%)	6	(7)
合計	14,114,418	(14.2%)	362	(342)

② 次期の見通し（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

住宅業界におきましては、生活様式や働き方の変化、低金利の住宅ローン、住宅取得支援施策の継続による実需層の住宅取得意欲は堅調に推移するものと予想されます。一方、コロナ禍で高まった住宅需要の一巡に加え、住宅用の輸入木材不足の深刻化、原材料価格高騰など住宅供給への影響が懸念される状況です。

このような経営環境の下、主力の分譲住宅事業におきましては、東急東横線沿線を中心に、地域に密着した営業活動を展開することで、用地取得の強化や既存営業エリアの深耕を進めるとともに、企業の認知度の向上に努めてまいります。高品質、低価格な分譲住宅の企画・開発に注力し、販売物件に関しましては、地域特性に合わせたプラン・価格を設定することで、資産回転率の向上に注力してまいります。

注文住宅事業におきましては、引き続き広告宣伝の強化を図り、武蔵小杉展示場内モデルハウスを活用し、顧客との接点を強化するとともに企業知名度、及びブランド力の向上を図ってまいります。

また、事業拡大に向けて、業界未経験者を含め積極的に人材確保に努めております。早期戦力化に向け、人材育成面にも注力し、営業及び生産体制の盤石化を図ってまいります。

以上を踏まえまして、2024年3月期業績予想は、売上高は15,000百万円（当事業年度比6.3%増）、営業利益は410百万円（同5.6%増）、経常利益は350百万円（同4.1%増）、当期純利益は240百万円（同1.8%増）としております。

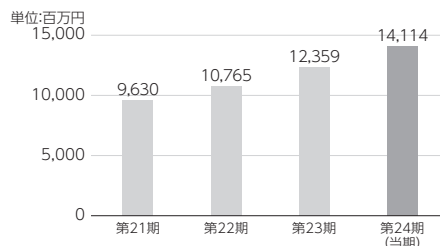
- ③ 設備投資の状況
当事業年度中において実施しました当社の設備投資の総額は192,705千円であります。
- ④ 資金調達の状況
該当事項はありません。
- ⑤ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。
- ⑥ 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- ⑦ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。
- ⑧ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
該当事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

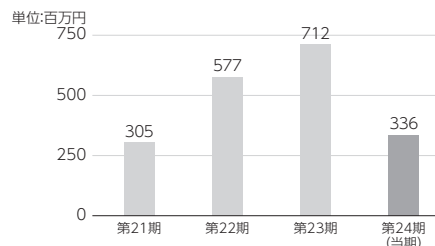
区 分	第 21 期 (2020年3月期)	第 22 期 (2021年3月期)	第 23 期 (2022年3月期)	第 24 期 (当事業年度) (2023年3月期)
売 上 高 (千円)	9,630,485	10,765,263	12,359,365	14,114,418
経 常 利 益 (千円)	305,978	577,575	712,788	336,108
当 期 純 利 益 (千円)	209,933	379,602	480,272	235,816
1 株当たり当期純利益 (円)	52.49	94.91	120.09	58.97
総 資 産 (千円)	5,184,749	6,578,194	7,577,258	8,472,062
純 資 産 (千円)	2,522,134	2,821,652	3,221,940	3,361,775
1 株当たり純資産 (円)	630.63	705.55	805.64	840.61

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
 3. 当社は、2022年10月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っております。これに伴い、第21期（2020年3月期）の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

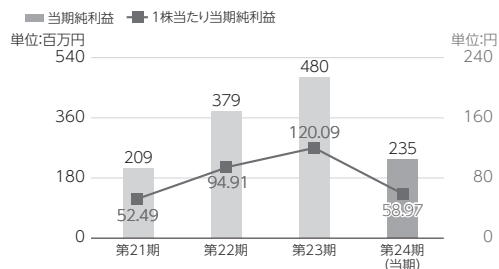
売上高



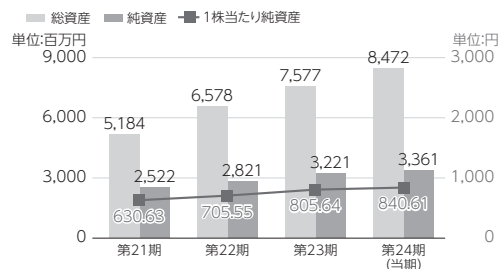
経常利益



当期純利益



総資産・純資産



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況
該当事項はありません。
- ③ 親会社等との間の取引に関する事項
該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社の対処すべき課題については、一次取得者を主要な顧客層としてリーズナブルな価格かつ良質な新築戸建住宅を提供するだけでなく、事業用不動産の仕入からアフターサービスまでをワンストップとすることにより、高い顧客満足度の獲得を通して地域社会の貢献に努め、ひいては中長期的に更なる収益力向上を図る観点から、次の事項を重点施策として取り組む必要があると判断しております。

① 事業エリアの拡充

当社は、神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心に狭小三層構造の新築戸建住宅の分譲事業を主軸として注文住宅事業へ展開を行っておりますが、この地域は住宅取得希望者の人気が高い地域であることから、既存店の規模拡充により営業基盤を固め周辺地域へ延伸を図ってまいります。また、関西圏域における事業展開を進めてまいります。

② 事業用地仕入の強化

当社の主要事業である新築戸建住宅の分譲事業を推進するうえで、事業用地の取得が不可欠であります。これまで大手不動産仲介会社や地場の不動産会社を通じた仕入を行っておりますが、今後も仕入先との一層の関係強化と仕入ルートの多元化により、当社が企図する立地条件の事業用地を適正価格によって仕入れ、安定的な確保を図ってまいります。

③ 原価管理の強化

原材料費や外注費の上昇については、設計・施工・技術基準の見直しやスケール・メリットを活かしたコスト低減及び標準工期の順守並びに完成在庫期間の短縮化を図ることにより、品質を維持しながら収益の確保向上に努めてまいります。

④ 事業領域の拡充

当社は、主要事業である新築戸建住宅の分譲事業のほか、注文住宅事業を展開しております。同事業は成長軌道に乗りつつあると考えておりますが、中長期的には主たる事業のひとつに成長させるべく強化に取り組んでおります。

また、更なる収益基盤を拡充すべく、既存マンションのリユース領域におけるリノベーション分野での事業領域拡充に取り組んでまいります。

⑤ 財務管理の強化

当社の資金調達は、事業用地等の取得に係るプロジェクト資金が主たる使途であり、この資金調達を機動的かつ安定的に行う必要があります。今後の事業拡大のため在庫管理と財務管理の一層の徹底に努めてまいります。

⑥ 人材の確保と育成

当社は、引き続き持続的な成長を目指すに当たり、事業用地の仕入を担当する企画営業職や住宅建築を担う建築士・施工技術者の確保等の体制整備を適宜適切に図ることが、地域に密着した事業活動を支え経営基盤を強固なものとし得ると認識しております。

また、業容を拡大するうえで人的リソースによる寄与度が高いことから、不動産・住宅事業に関する知見が豊かな人材の中途採用及び新卒採用を推進し、人材確保と事業を牽引する中核人材育成に積極的に取り組んでまいります。

⑦ 内部統制及びコンプライアンス体制の強化

当社は、企業の継続的発展を図るために、内部統制の行き届いた管理体制を高機能に維持していく必要があると認識しております。その一環として、当社の定める内部統制基本方針の遵守及びコンプライアンス最優先の企業経営に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2023年3月31日現在)

事業区分	事業内容
分譲住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の企画・開発と販売
注文住宅事業	神奈川県横浜市及び川崎市並びに東京都内城南地区を中心とした新築戸建住宅の建築請負

(6) 主要な事業所 (2023年3月31日現在)

本社	神奈川県横浜市港北区
営業所	横浜店：神奈川県横浜市西区、大倉山店：神奈川県横浜市港北区、 渋谷店：東京都渋谷区、武蔵小杉住宅展示場：神奈川県川崎市中原区 京都店：京都府京都市下京区

(7) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

同一の従業員が各セグメントに従事しているため、事業部門別の従業員を示すと次のとおりであります。

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
営業部門	40名	1名増
設計部門	16名	2名増
施工部門	29名	8名増
全社(共通)	13名	1名増
合計	98名	12名増

- (注) 1. 従業員数の増加は、業容拡大及び一層の体制強化を図るためのものです。
2. 従業員数は、就業人員であり、臨時従業員を含んでおりません。
3. 全社(共通)として記載されている従業員は、管理部門に所属しているものです。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	929,000千円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	824,000千円
川 崎 信 用 金 庫	724,400千円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	708,345千円
横 浜 信 用 金 庫	489,976千円
株 式 会 社 日 本 政 策 金 融 公 庫	316,200千円

(注) 借入先が有する当社の株式はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 **14,400,000株**

(注) 2022年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行可能株式総数は7,200,000株増加しております。

(2) 発行済株式の総数 **4,000,000株 (自己株式772株を含む)**

(注) 2022年10月1日付にて実施した株式分割 (1株を2株に分割) に伴い、発行済株式の総数は2,000,000株増加しております。

(3) 株主数 **2,257名 (前期末比1,191名増)**

(4) 大株主

株主名	持株数(株)	持株比率(%)
奥本健二	2,640,000	66.01
フォーライフ従業員持株会	187,700	4.69
嶋田文吾	60,000	1.50
若杉精三郎	32,700	0.81
高橋効志	31,214	0.78
中村仁	31,214	0.78
山本守之	26,500	0.66
針谷隆	24,000	0.60
高羽大介	23,100	0.57
米田康三	22,354	0.55

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (772株) を控除して計算しております。

2. 中村仁氏、高橋効志氏、米田康三氏の所有株式数には、役員持株会を通じて所有している持分を含めた実質所有株式数を記載しております。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	奥 本 健 二	
専務取締役執行役員	中 村 仁	住宅営業本部長
取締役執行役員	高 橋 効 志	建築本部長 兼 施工部長
取締役(社外)	米 田 康 三	株式会社アミファ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員
取締役(社外)	井 上 悦 孝	
常勤監査役(社外)	武 田 茂	
監査役(社外)	細 川 順 弘	太田仁男税理士事務所 所属、税理士
監査役(社外)	榎 本 一 久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 BRUNO株式会社 社外監査役 株式会社クレアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役 InstaVR株式会社 社外監査役

- (注) 1. 常勤監査役 武田茂氏は、事業法人の審査・リスク管理部門における長年の経験を持ち、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
2. 監査役 細川順弘氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 監査役 榎本一久氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、米田康三氏、井上悦孝氏、武田茂氏、細川順弘氏及び榎本一久氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、当該契約の保険料は全額当社が負担しております。被保険者は当社の取締役、監査役及び一定の条件に該当する従業員であり、第三者訴訟、株主代表訴訟等により、被保険者が負担することとなった争訟費用及び損害賠償金等を填補の対象としております。

なお、当該保険契約により役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	5名	108,000千円
監 査 役	3名	9,600千円
合 計 (うち社外役員)	8名 (5名)	117,600千円 (18,000千円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
 2. 当社は、2016年6月28日開催の第17回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は年額2億円以内、監査役の報酬限度額は年額1千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役0名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）です。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地位	氏名	重要な兼職の状況	重要な兼職先と当社との関係
取締役	米田 康三	株式会社アミファ 社外取締役 アネスト岩田株式会社 社外取締役 スリーフィールズ合同会社 代表社員	重要な取引その他の関係はありません。
監査役	細川 順弘	太田仁男税理士事務所 所属	重要な取引その他の関係はありません。
	榎本 一久	弁護士法人東京表参道法律会計事務所 代表社員 BRUNO株式会社 社外監査役 株式会社クリアスライフ 社外監査役 株式会社エイスリー 社外監査役 InstaVR株式会社 社外監査役	重要な取引その他の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会及び監査役会出席回数	取締役会及び監査役会における発言その他の活動状況 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	米田 康三	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関における長年の経験と企業経営の豊富な経験・実績と高い見識に基づき、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
取締役	井上 悦孝	取締役会 13回/13回 (100%)	金融機関での豊富な経験に加え、企業経営における幅広い経験と見識を活かし、経営の監督と経営全般への助言など社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しております。 取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言、提言等を行っております。
監査役	武田 茂	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、事業法人の取締役及び監査役としての豊富な経験と実績を生かし、適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等のほか、定期的に開催される経営会議への出席、代表取締役、会計監査人、各部門長との意見交換、店舗往査等を行っております。
監査役	細川 順弘	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し、税理士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役	榎本 一久	取締役会 13回/13回 (100%) 監査役会 13回/13回 (100%)	取締役会及び監査役会において、主に弁護士としての専門的見地から適宜発言を行っております。 また、監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第24条の規定に基づき取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>7,976,181</b> | <b>流動負債</b>    | <b>4,705,768</b> |
| 現金及び預金          | 2,658,707        | 買掛金            | 606,773          |
| 契約資産            | 290,290          | 短期借入金          | 3,462,000        |
| 販売用不動産          | 602,963          | 1年内償還予定の社債     | 30,000           |
| 仕掛販売用不動産        | 4,233,594        | 1年内返済予定の長期借入金  | 281,764          |
| 前渡金             | 73,643           | リース債務          | 3,517            |
| 前払費用            | 40,438           | 未払金            | 82,193           |
| 未収還付法人税等        | 21,404           | 未払法人税等         | 7,750            |
| その他             | 55,140           | 契約負債           | 108,312          |
| <b>固定資産</b>     | <b>495,880</b>   | 預り金            | 10,087           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>396,100</b>   | 賞与引当金          | 110,614          |
| 建物              | 153,568          | 株主優待引当金        | 2,611            |
| 車両運搬具           | 42,181           | その他の           | 144              |
| 工具、器具及び備品       | 46,987           | <b>固定負債</b>    | <b>404,517</b>   |
| 土地              | 251,957          | 長期借入金          | 398,157          |
| 建設仮勘定           | 50,032           | リース債務          | 6,313            |
| 減価償却累計額         | △148,625         | その他の           | 47               |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>6,925</b>     | <b>負債合計</b>    | <b>5,110,286</b> |
| ソフトウェア          | 6,925            | (純資産の部)        |                  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>92,854</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>3,361,775</b> |
| 長期前払費用          | 7,466            | 資本金            | 154,880          |
| 繰延税金資産          | 53,449           | 資本剰余金          | 104,880          |
| その他             | 31,937           | 資本準備金          | 104,880          |
| <b>資産合計</b>     | <b>8,472,062</b> | <b>利益剰余金</b>   | <b>3,102,703</b> |
|                 |                  | 利益準備金          | 9,529            |
|                 |                  | その他利益剰余金       | 3,093,173        |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 3,093,173        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△687</b>      |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>3,361,775</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>8,472,062</b> |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

## 損 益 計 算 書

( 2022年4月1日から  
2023年3月31日まで )

(単位：千円)

| 科 目                     | 金 額    | 金 額        |
|-------------------------|--------|------------|
| 売 上 高                   |        | 14,114,418 |
| 売 上 原 価                 |        | 12,627,545 |
| 売 上 総 利 益               |        | 1,486,873  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |        | 1,098,551  |
| 営 業 利 益                 |        | 388,321    |
| 営 業 外 収 益               |        |            |
| 受 取 家 賃                 | 3,838  |            |
| 解 約 手 付 金 収 入           | 3,000  |            |
| 解 約 清 算 金               | 1,650  |            |
| そ の 他                   | 1,718  | 10,206     |
| 営 業 外 費 用               |        |            |
| 支 払 利 息                 | 59,900 |            |
| そ の 他                   | 2,519  | 62,420     |
| 経 常 利 益                 |        | 336,108    |
| 特 別 損 失                 |        |            |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 7,015  | 7,015      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |        | 329,092    |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 99,178 |            |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △5,901 | 93,276     |
| 当 期 純 利 益               |        | 235,816    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。



# 会計監査人の計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月15日

フォーライフ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

|                    |       |    |   |
|--------------------|-------|----|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 村上 | 淳 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 竹田 | 裕 |

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、フォーライフ株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断

による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監査報告書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従い整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書につき検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人・有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は、相当であると認めます。

2023年5月15日

フォーライフ株式会社 監査役会

常勤監査役 武田 茂 ㊟  
(社外監査役)

監査役 細川 順弘 ㊟  
(社外監査役)

監査役 榎本 一久 ㊟  
(社外監査役)

以上

メ モ

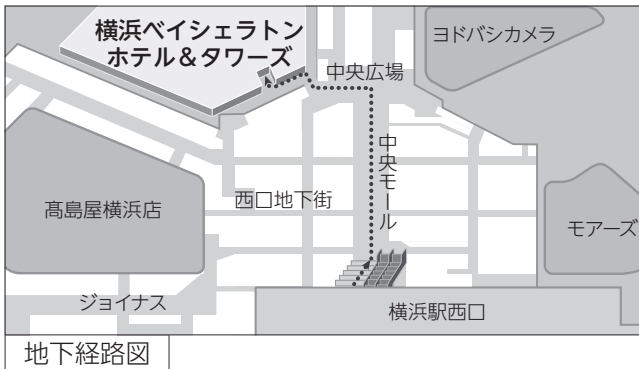
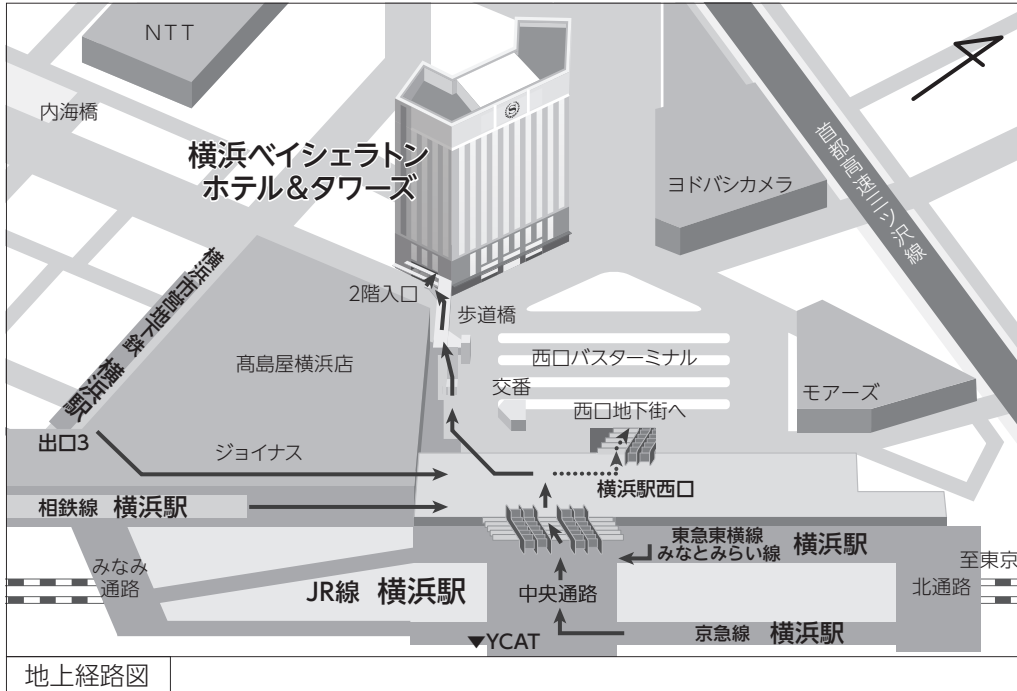
A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

# 株主総会会場ご案内図

会場：神奈川県横浜市西区北幸一丁目3番23号  
横浜ベイシェラトン ホテル&タワーズ 5階 柏  
TEL 045-411-1111 (代)



<交通>

JR・私鉄・地下鉄

横浜駅 西口より徒歩1分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりません。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。